

## 防災県土整備企業常任委員会提出資料

### 1 議案説明事項

#### (1) 議案第 125 号

三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について . . . . . 1

#### (2) 議案第 128 号

工事請負契約の変更について . . . . . 5

### 2 所管事項

(1) 『平成 29 年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に  
係る意見」への回答について . . . . . 7

(2) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律について  
. . . . . 9

(3) 県営都市公園に係る指定管理候補者の選定状況について . . . . . 11

(4) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について . . . . . 21

(5) 審議会等の審議状況 . . . . . 29

### ≪別添資料≫

・指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成 28 年度）

平成 29 年 10 月 6 日

県 土 整 備 部

## 【議案第 125 号】三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、公営住宅法が一部改正されたことに伴い、公営住宅法の改正内容と同様に、県営住宅入居者の収入の申告についての規定等を整備するものです。

### 2 改正内容

現行では、すべての入居者において家賃算定に必要な収入申告の義務がありますが、今回、認知症患者等である入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にある場合において、収入申告義務を免除し、知事が職権調査により収入を把握することができる規定を追加します。

#### (参考)

認知症患者等とは、認知症である者、知的障がい者、精神障がい者及びこれらの者に準ずる者をいいます。

### 3 条例の施行期日

公布の日

○三重県営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(家賃の決定)</p> <p>第十四条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第十四条第三項の規定により認定された収入(同条第四項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第二十七条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第四項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第二条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者(次条第二項に規定する入居者は除く。)からの収入の申告がない場合において、第三十三条第一項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>255 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第十五条 (略)</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第十四条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第二項の規定により認定された収入(同条第三項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第二十七条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第三項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第二条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十三条第一項の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>255 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第十五条 (略)</p>
<p>2 知事は、入居者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者その他の法第十六条第四項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。)が前項に規定する収入の申告をすること及び第三十三条第一項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定による書類の閲覧の請求その他の法第十六条第四項に規定する国土交通省令で定める方法により当該入居者の収入を把握することができる。</p>	<p>2 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p>
<p>3 知事は、第一項の規定による収入の申告及び前項の規定による収入の把握に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第三十六条 知事は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があ</p>	<p>3 知事は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第三十六条 知事は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があ</p>

ると認めるときは、第十四条第一項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず、令第十二条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

（公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例）

第三十七条 知事は、法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十四条第一項若しくは第五項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず、令第十二条の表に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

ると認めるときは、第十四条第一項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず、令第十一条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

（公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例）

第三十七条 知事は、法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十四条第一項若しくは第五項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず、令第十一条の表に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

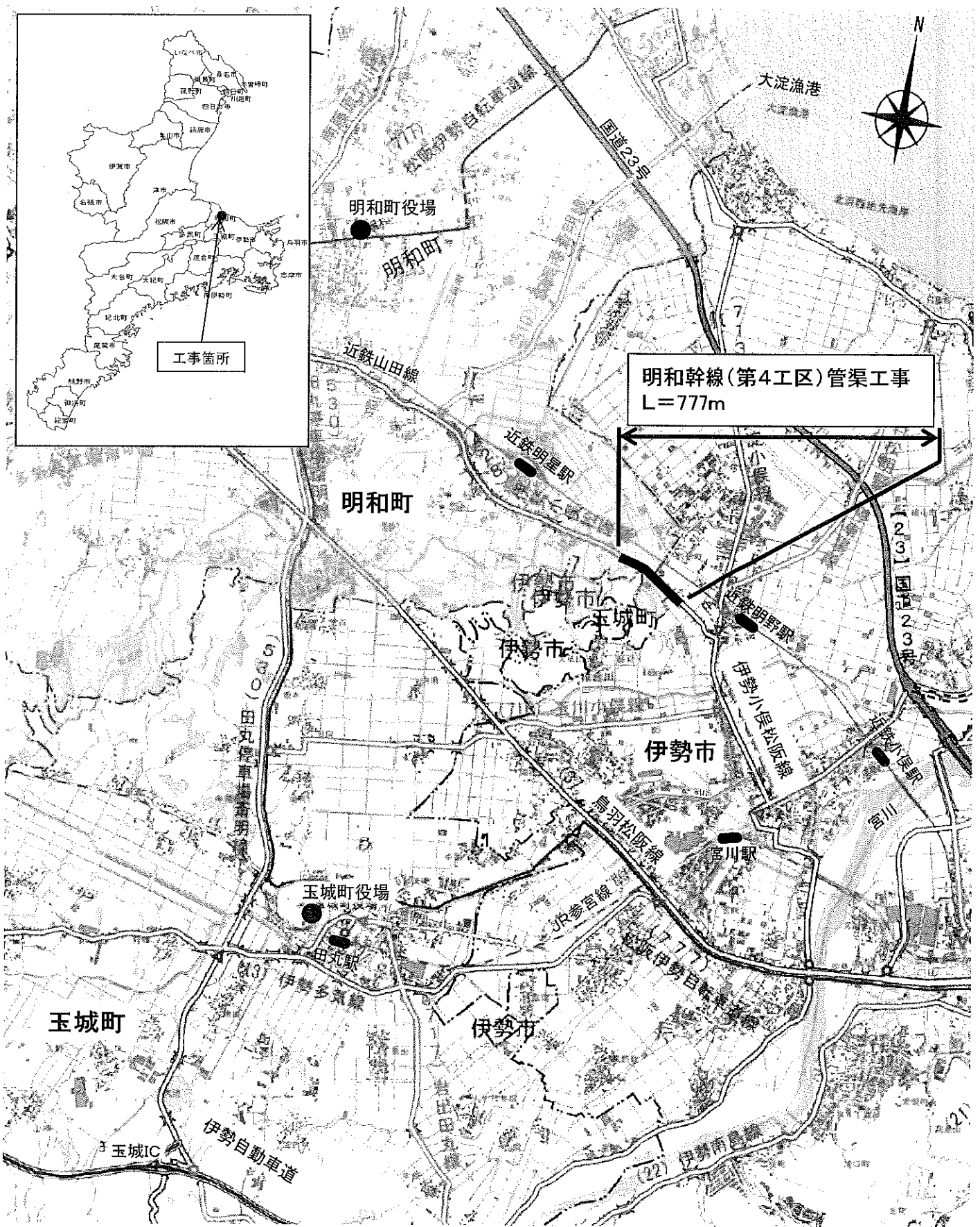


議案番号 第128号 工事請負契約の変更について

工 事 名	宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第4工区）管渠工事									
施 工 場 所	伊勢市小俣町明野地内～多気郡明和町大字新茶屋地内									
契 約 金 額	変更前	525,787,200円（消費税等含む）								
	変更後	536,450,040円（消費税等含む）								
請 負 者 住 所 氏 名	伊勢市円座町1005番地 森・西邦特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社森組 代表取締役 森 修									
契 約 工 期	平成28年3月22日 ～ 平成29年11月16日									
工 事 内 容	<table border="0"> <tr> <td>施工延長</td> <td>L=777m</td> </tr> <tr> <td>推進工（φ900mm）</td> <td>L=765m</td> </tr> <tr> <td>立坑工</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>人孔工</td> <td>1基</td> </tr> </table>	施工延長	L=777m	推進工（φ900mm）	L=765m	立坑工	2箇所	人孔工	1基	<p><u>変更理由</u></p> <p>当初契約前に、労務単価等が大幅に上昇した設計単価の改訂が行われた。この改訂を踏まえて定められた特例措置を適用し、増額変更を行うものである。</p>
施工延長	L=777m									
推進工（φ900mm）	L=765m									
立坑工	2箇所									
人孔工	1基									
契 約 方 法	随意契約									

# 【議案第128号】

## 位置図



「『平成29年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【防災県土整備企業常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
351	道路網・港湾整備の推進	県土整備部	近畿自動車道紀勢線の未事業化区間について、早期事業化に向けた取り組みを一層強化されたい。	<p>未事業化区間の事業化のためには、事業化区間の進捗を図ることも必要なため、本年度から熊野道路、新宮紀宝道路の用地交渉業務を担う近畿道紀勢線推進プロジェクトチームを立ち上げ、用地買収の推進に取り組んでいます。</p> <p>また、地域の声を地元住民（医療・商工関係者）が国に直接届けることが重要であることから、新たな取組として、三重県と地元住民が一体となった要望活動を11月に実施します。</p> <p>さらに、紀伊半島を一周する広域ネットワークという視点から和歌山県と協調した取組も効果的であることから、両県合同による建設促進大会を10月に開催します。</p>





## 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律について

### 1 公共事業予算について

#### (1) 当初予算の推移

一般会計

【単位：千円】

	H25	H26	H27	H28	H29
国補公共事業	21,802,070	23,329,467	24,463,353	24,208,098	22,871,559
直轄事業	17,300,000	16,607,500	16,426,291	16,426,291	13,602,414
県単公共事業（建設）	9,068,650	9,217,000	9,134,920	6,853,039	4,513,457
県単公共事業（維持）	8,583,438	8,874,354	8,860,228	8,803,623	7,089,014
県単公共事業（調査）	473,990	441,695	398,240	350,877	58,030
県単公共事業 （その他）	1,039,566	964,477	676,184	442,727	407,262
合計	58,267,714	59,434,493	59,959,216	57,084,655	48,541,736
対前年比	96.6%	102.0%	100.9%	95.2%	85.0%

※平成27年度は6月補正後の予算

#### (2) 繰越額（国補公共、県単公共）の推移

一般会計

【単位：千円】

	H24→H25	H25→H26	H26→H27	H27→H28	H28→H29
国補公共事業	18,417,224	17,590,229	10,213,495	14,099,844	10,703,315
県単公共事業	4,920,164	3,827,394	2,970,202	4,899,494	4,962,584
合計	23,337,388	21,417,622	13,183,698	18,999,338	15,665,899
対前年比	100.9%	91.8%	61.6%	144.1%	82.5%

#### (3) 平成29年度公共事業予算の財源

一般会計

【単位：千円】

	事業費	国庫支出金	県費	県債	その他
国補公共事業	22,871,559	11,337,827	711,508	10,345,000	477,224
直轄事業	13,602,414		58,414	13,544,000	
県単公共事業（建設）	4,513,457		172,600	4,300,000	40,857
県単公共事業（維持）	7,089,014		1,581,942	4,850,000	657,072
県単公共事業（調査）	58,030		58,030		
県単公共事業 （その他）	407,262		380,000		27,262
合計	48,541,736 (100%)	11,337,827 (23.4%)	2,962,494 (6.1%)	33,039,000 (68.1%)	1,202,415 (2.5%)

## 2 特別措置の概要

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、平成 29 年度末までの時限措置として、県および市町が実施している道路の改築事業に対して補助率の嵩上げなど国の支援を受けています。

補助改築		交付金	
補助国道	都道府県道 市町村道	補助国道	都道府県道 市町村道
1/2	1/2以内	1/2	1/2以内
5.5/10に 嵩上げ	地域高規格道路 5.5/10以内に 嵩上げ	5.5/10~7/10 の範囲内で 嵩上げ	7/10以内に 嵩上げ

## 3 特別措置が廃止された場合の影響

補助率の嵩上げが廃止された場合、県全体の道路整備に大きな影響が発生することから、嵩上げ措置の継続を実現するため、あらゆる機会を捉えて国等へ要望活動を実施する必要があります。

補助率の嵩上げ廃止	県全体	内訳	
		県	市町
事業費確保に必要な 地方負担増額の状況	7億4千万円増	5億1千万円増	2億3千万円増
地方負担の固定による 事業費減額の状況	15億円減	10億8千万円減	4億2千万円減

※市町の財政力指数に応じた補助率の引き上げ廃止分を含む

## 県営都市公園に係る指定管理候補者の選定状況について

### 1 概要

県土整備部が所管する5つの県営都市公園（北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、亀山サンシャインパーク、大仏山公園、熊野灘臨海公園）については、現在の指定管理期間が平成30年3月末で終了することから、平成30年4月から5年間の次期指定管理者の募集・選定手続きを進めています。

三重県都市公園条例に基づき、外部の有識者等による三重県営都市公園指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、平成29年6月29日の第1回選定委員会において審査基準及び配点表を決定しました。

その後、指定管理者を募集したところ、いずれも各1団体から応募がありました。

### 2 選定委員（順不同・敬称略）

委員長	板谷 明美	（三重大学准教授）
委員	吉田 太紀子	（公認会計士）
委員	上野 知拓	（一般財団法人公園財団企画部グループリーダー）
委員	片岡 福生	（公募委員）
委員	加藤 久	（公募委員）
委員	岸本 敏夫	（公募委員）
委員	三谷 孝	（公募委員）

### 3 申請の受付状況

	北勢中央公園	鈴鹿青少年の森	亀山サンシャインパーク	大仏山公園	熊野灘臨海公園
申請者	(株)名阪造園	三重県森林組合 連合会	サンシャインパークGM <構成員> 亀山サンシャインパーク (株)、近藤緑化(株)	(有)太陽緑地	紀伊長島レクリ エーション都市 開発(株)
申請数	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体

※サンシャインパークGM・・・サンシャインパークグリーンメンテナンス

### 4 進捗状況及び今後の予定

#### (1) 進捗状況

平成29年6月29日	選定委員会（審査基準及び配点表を決定）
7月10日	募集の開始、募集要項の配布
7月20日～7月27日	現地説明会の開催
8月18日～8月23日	申請の受付

## (2) 今後の予定

10月13日	選定委員会（ヒアリング審査・総合審査）
11月下旬	平成29年11月定例会会議で指定議案を提出
平成30年1月	指定管理者の指定
3月	指定管理者と協定を締結
4月	指定管理者による施設管理を開始

※次期指定管理期間：5年間（平成30年4月～平成35年3月）

## 5 その他

指定管理者の募集と同時に、指定管理者応募団体を対象にネーミングライツ・パートナーの募集も行いましたが、いずれも応募はありませんでした。

ネーミングライツ・パートナーの募集については、今後、県庁前公園も含めた6公園で一般公募を行います。

## 県営都市公園指定管理候補者選定に係る審査基準及び配点

【総合審査基準：配点合計300点】

審査項目	審査基準	配点
1. 県民の平等な利用を確保する。	①公平平等な利用が確保されているか	10
	②運営管理の方針が公園の設置目的に合致しているか	10
	③指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか	20
	小計	40
2. 適切な管理を図る。	①管理運営業務の内容が適切に示されているか	30
	②管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか	30
	③管理運営業務に関連する法令が遵守されるか	20
	小計	80
3. 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	①利用促進方策の効果は見込めるか	20
	②利用者への対応内容は適切であるか	10
	③地域住民やNPO等の団体との連携が図られるか	10
	④自主事業の計画内容は適切であるか	15
	⑤独自提案の内容が有効に働くか	15
	小計	70
4. 管理の効率化を図る。	①収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか	10
	②事業計画のとおり実施できる収支計画であるか	20
	③経費の縮減が図られているか	10
	小計	40
5. 必要な人員及び財政的基礎を有している。	①責任体制及び職員体制は適切であるか	10
	②人材育成方針及び研修計画は適切であるか	10
	③事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか	10
	④施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか	10
	⑤安定的な運営管理に必要な財政的基礎を有しているか	10
	⑥人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか	5
	⑦男女共同参画に配慮した提案であるか	5
	⑧次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか	5
	⑨持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動に取り組んでいるか	5
	小計	70

委員会では上記に示す審査項目について事業計画書等の審査を行います。 「県営都市公園指定管理者業務仕様書」で示す管理水準を満足する者がいない場合等は、今回の公募における候補者の選定は行わないこともあります。